

(3) は、 に関する規則を定める権限を、 に することができる。

第78条【 】

は、 により、 の のために を執ることができないと決定された場合を除いては、公の によらなければ されない。 の は、 がこれを行ふことはできない。

第79条【 , , , 】

- (1) は、その たる でこれを構成し、その長たる 以外の は、 でこれを任命する。
- (2) の の は、その 後初めて行はれる の際 に付し、その後 をした後初めて行はれる の際更に に付し、その後も同様とする。
- (3) 前項の場合において、 の多数が の を可とするときは、その は、 される。
- (4) に関する事項は、 でこれを定める。
- (5) の は、法律の定める に達した時に する。
- (6) の は、すべて定期に の を受ける。この は、 , これを することができない。

第80条【 の ・ ・ , 】

- (1) の は、 の した者の によつて、 でこれを する。その は、 をとし、 されることができる。但し、 の定める に達したときには する
- (2) の は、すべて定期に の を受ける。この は、在任中、これを することができない。

第81条【 と 】

は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する である

第82条【 】

- (1) の 及び は、 でこれを行ふ。
- (2) が、 の で、 又は善良の を害する虞があると決した場合には、 は、 しないでこれを行ふことができる。但し、 , に関する 又はこの憲法第3章で保護する国民の権利が問題となつてゐる事件の は、常にこれを しなければならない。

第83条【財政処理の基本原則】

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条【 】

あらたに を課し、又は現行の を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条【 の支出及び国の債務負担】

を支出し、又は国が を負担するには、 の に基づくことを必要とする。

第86条【 】

は、毎 の を作成し、 に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条【予備費】

- (1) 予見し難い予算の不足に充てるため、 の議決に基づいて予備費を設け、 の責任でこれを支出することができる。
- (2) すべて予備費の支出について、 は、事後に の承諾を得なければならない。

第88条【皇室財産・皇室の費用】

すべての皇室財産は、国に属する。すべての皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条【公の財産の支出又は利用の制限】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条【決算検査, 】

- (1) 国の収入支出の決算は、すべて毎年 がこれを検査し、 は、次の年度に、その検査報告とともに、これを に提出しなければならない。
- (2) の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第 91 条【財政状況の報告】

内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年 1 回、国の財政状況について報告しなければならない。

第 92 条【の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、に基いて、法律でこれを定める。

第 93 条【地方公共団体の機関、その直接選挙】

- (1) 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- (2) 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第 94 条【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第 95 条【】

一の地方公共団体のみに適用されるは、法律の定めるところにより、その地方公共団体のにおいてそのを得なければ、は、これを制定することができない。

第 96 条【，その】

- (1) こののは、のので、が、これをし、に提案してそのを経なければならない。このには、特別の又はの定めるの際行はれるにおいて、そのを必要とする。
- (2) について前項の承認を経たときは、は、の名で、このと一体を成すものとして、直ちにこれをする。

第 97 条【の】

この憲法が日本国民に保障するは、人類の多年にわたるの努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、のできないとしてされたものである。

第 98 条【，及びの遵守】

- (1) このは、国のであつて、そのに反する，命令，詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、そのを有しない。
- (2) 日本国がした及び確立されたは、これを誠実にすることを必要とする。

第 99 条【の義務】

又は及び，，その他のは、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第 100 条【期日，準備手続】

- (1) この憲法は、の日から起算してを経過した日（昭和 22.5.3）から、これを施行する。
- (2) この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

第 101 条【経過規定 — 参議院未成立の間の国会】

この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第 102 条【同前 — 第 1 期の参議院議員の任期】

この憲法による第 1 期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを 3 年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第 103 条【同前 — 公務員の地位】

この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。